

# インフラ整備(道路、港湾、空港)の現状

## I 道路

### 1 道路の種類

- (1)道路法(第2条、第3条)上の道路  
 ①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道  
 (2)農道(土地改良法等)  
 (3)林道(森林法等) } 農村地域における農業用道路、森林の整備・保全を目的とした林道も道路として利用されている。  
 (4)私道

### 2 道路管理者と費用負担

		延長	道路の定義	道路管理者	費用負担	国の負担・補助の割合		
						新設・改築	維持・修繕	
(1)道路法上の道路	①高速自動車国道	有料道路方式	7,641km(0.6%)	自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有する道路(高速自動車国道法第4条)	国 (高速自動車国道法第6条)	高速道路会社	会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る債務及び管理費を賄う(道路整備特別措置法第3条等)	
		新直轄方式				国 都道府県(政令市)	3/4負担 (高速自動車国道法第20条①)	10/10負担 (高速自動車国道法第20条①)
	②一般国道	直轄国道(指定区間)	22,787km(1.9%)	高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。(道路法第5条) ①国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路 ②重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路 ③二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路 ④港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法 附則第2項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路 ⑤国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道	<新築又は改築> 国 (道路法第12条)  <維持・修繕、その他の管理> 指定区間: 国 その他: 都道府県(政令市) (道路法第13条)	国 都道府県(政令市)	2/3負担 (道路法第50条①)	10/10負担 (道路法第49条)
		補助国道(指定区間外)	31,949km(2.6%)	国 都道府県(政令市)		1/2負担 (道路法第50条①)	維持: - (道路法第49条) 修繕: 1/2以内 補助 (道路法第56条)	
	③都道府県道	計	1,203,858km(100%)	地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。(道路法第7条) ①市又は人口5千以上の町(以下これを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法第5条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路 ②主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路 ③主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路 ④二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路 ⑤主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路 ⑥前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路	都道府県(政令市) (道路法第15条)	都道府県(政令市)	1/2以内 補助 (道路法第56条)	維持: - (道路法第49条) 修繕: 1/2補助 (修繕法第1条①)
(2)農道		180,792km うち舗装済延長距離 60,866km (舗装率33.7%)	幅員1.8~4.0m 106,492km 幅員4.0m以上 74,301km	都道府県 359km 市町村 122,353km 土地改良区等 58,080km	同左	一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り		
(3)林道		88,478km うち舗装済延長距離 36,411km (舗装率41.29%)	幅員1.8~4.0m 33,820km 幅員4.0m以上 54,658km	都道府県 6,992km 市町村 78,238km 森林組合等 3,248km	同左	一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り		

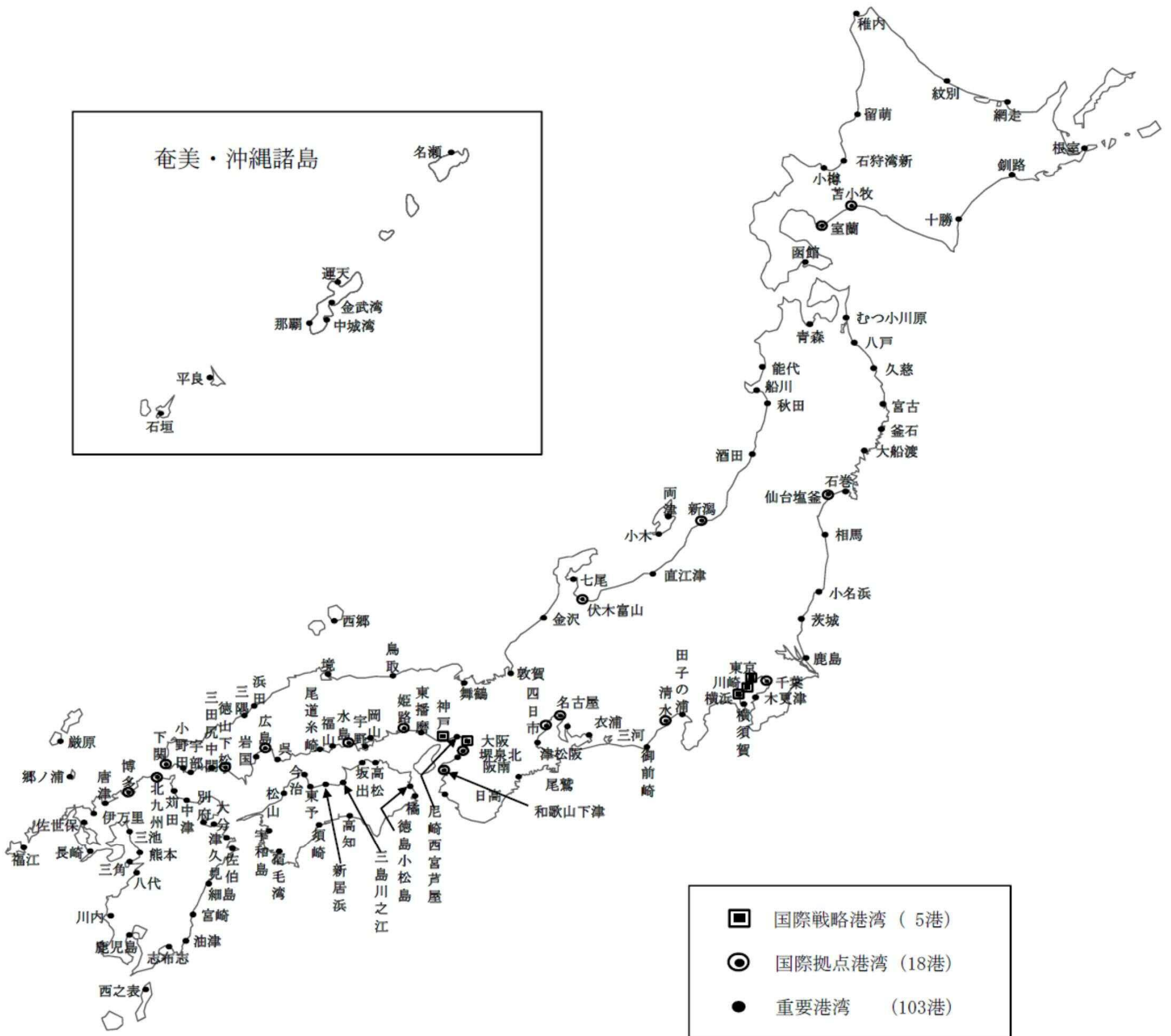
※ 道路法上の道路管理等は国土交通省 道路局 HPより、道路調査延長は「道路統計年報2008」により、農道・林道の延長等は平成17年農道・林道の整備状況調査による。

## II 港湾

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾 位置図

区分	定義(港湾法第2条②)	総数	港湾管理者			
			都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	103	83	16	1	3
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	809	505	304	0	0
計		935	600	328	1	6

(平成24年4月1日現在)



# 空港分布図

平成25年3月7日現在



種 別	供 用	滑 走 路 長 2,000 m 以上	
		未 供 用	供 用
A 拠点 空港	28	28	0
① 会社管理 空港 ■	4	4	0
② 国管理 空港 ●	19	19	0
③ 特定地方管理 空港 ○	5	5	0
B 地方管理 空港 ▲	54	29	0
C その他の 空港 ★	8	1	0
D 共用 空港 ☆	8	7	0
合 計	98	65	0

- A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）
- ① 「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。
  - ② 「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。
  - ③ 「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。
- B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）
- C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「共用ヘリポート」を除く空港をいう。
- D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

- （注）
- \*1 礼文空港は、平成21年4月9日から平成27年3月31日まで供用を休止。
  - ・ 共用ヘリポートは除く。
  - ・ 図中の○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。
  - ・ 空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

